

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和35年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	西条市	職員数 (H23. 4. 1現在)	15名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上 (年度)		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	86 (21年度)	財政力指数	0.765 (21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	86.9 (21年度)	実質公債費比率 (%)	14.7 (22年度)
		将来負担比率 (%)	111.9 (21年度)

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 該当なし

〔合併期日：平成16年11月1日 合併前市町村：西条市、東予市、丹原町、小松町〕
 合併により旧2市2町の水道事業を引き継ぎ新市水道事業を設置したが、料金格差が大きいためから経営統合には至らなかった。組織は本庁、支所方式で事業運営を行っている。今後、水道料金の統一、経営統合を行うことにより経営の合理化を図りたい。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	西条市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	西条市長 伊藤宏太郎
既存計画との関係	西条市水道事業中期経営計画（平成19年度～平成23年度）
公表の方法等	市報、ホームページによる公表、公表時期については繰上償還承認をいただいた後、2月頃を予定。水道料金が統一（改定）となった時は、議会の議決を要するが時期は未定。
基本方針	水道事業では、有収水量の減少に伴い料金収入が減少している中、施設の耐震化や老朽化施設の更新等多額の費用を要する事業を進めていかなくてはならず、経営基盤の強化に取り組む必要がある。 経営改革を一層推進するとともに、繰上償還による公債費負担の軽減を図り、中長期に安定した経営運営に努める。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	148,296.6			148,296.6
	補償金免除額	23,411.0			23,411.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	(18,557.7)	(12,784.5)		(31,342.1)

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	148,297			148,297
合 計 (A)		148,297			148,297
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		148,297			148,297

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	18,558	12,784		31,342
合 計 (A)		18,558	12,784		31,342
※ 上記のうち (再掲) 一般 会計 負担 分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,558	12,784		31,342

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>2市2町の合併により西条市水道事業が設置されたが、料金格差が大きいことから、経営統合には至らなかった。旧団体から引き継いだ水道事業は、料金はもとより体系も異なっているため、それぞれで独立採算経営を行い、予算決算は合算により1本化されている。</p> <p>西条地区は良質の地下水が豊富であるため、上水道の旧行政区域内人口に対する普及率は約22%と低く、その結果、新市水道事業の同普及率は類似団体平均の約半分程度で46%となっている。</p> <p>西条地区の上水道（統合簡水）整備事業、東予地区の拡張事業等、大規模事業は、平成22年度で完了したが、今後、耐震対策として老朽配水管布設替事業等が予定される。こうした資本投下は、減価償却費や企業債利息の増嵩にも影響するものであり、今後の経営圧迫の一因となることが予測される。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水道料金の統一</p> <p>合併により新市が誕生したことから、同一地方公共団体の中での水道使用者の負担の公平を図る。</p> <p>課 題 ② 適正な定員管理</p> <p>有収水量の伸び悩みによる給水収益の減少と、建設改良投資による費用の増加が見込まれる中、費用削減の大きな要素として検討を行う。</p> <p>課 題 ③ 維持管理費の縮減</p> <p>施設の老朽化、経年劣化等に伴い維持管理費の増大が懸念されるため、効率的な維持管理について検討を行う。</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:百万円, %)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	983	769	827	594	166	23	108	76	135	154	
	資本費平準化債											
	2. 他 会 計 出 資 金											
	3. 他 会 計 補 助 金	36	37	35	37	40	39	41	42	40	41	
	4. 他 会 計 負 担 金											
	5. 他 会 計 借 入 金											
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	271	248	156	111					26	36	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金											
	8. 工 事 負 担 金	33	54	43	23	42	30					
	9. そ の 他		30	25	8	8	8	173	41	32	29	
	計 (A)	1,323	1,138	1,086	773	256	100	322	159	233	260	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
	純 計 (A)-(B) (C)	1,323	1,138	1,086	773	256	100	322	159	233	260	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,342	1,137	880	786	225	164	133	103	187	216
	うち職員給与費	9	17	17	17	9	10	10	10	11	11	
2. 企 業 債 償 還 金	235	269	481	230	242	280	471	339	365	393		
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他		31	19				162					
計 (D)	1,577	1,437	1,380	1,016	467	444	766	442	552	609		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	254	299	294	243	211	344	444	283	319	349		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	236	252	216	212	181	287	413	251	289	319	
2. 利 益 剰 余 金 処 分 額			40				49	27	28	27		
3. 繰 越 工 事 資 金												
4. そ の 他	18	47	38	31	30	8	4	4	3	6		
計 (F)	254	299	294	243	211	344	444	283	319	349		
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)												
企 業 債 現 在 高 (H)	6908	7438	7802	8166	8090	7833	7632	7369	7139	6899		

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成18年度 (計画前5年度) (決 算)	平成19年度 (計画前4年度) (決 算)	平成20年度 (計画前3年度) (決 算)	平成21年度 (計画前々年度) (決 算)	平成22年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		26	25	22	20	19	18	17	15	14	13
	うち基準内繰入金	26	25	22	20	19	18	17	15	14	13
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分		36	37	35	37	40	39	41	42	40	41
	うち基準内繰入金	36	37	35	37	40	39	41	42	40	41
	うち基準外繰入金										
合 計	62	62	57	57	59	57	58	57	54	54	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※ (%)	104.8	106.3	102.3	100.8	99.4	97.8	97.8	98.6	98.6	98.6
資本費 (円又は%)	74	80	85	86	90	90	89	87	85	85
総収支比率(法適用) (%)	106.5	108.8	105.5	102.7	101.5	99.9	99.6	100.4	100.9	100.4
経常収支比率(法適用) (%)	106.7	108.8	105.5	102.7	101.6	99.9	99.6	100.4	100.9	100.4
営業収支比率(法適用) (%)	131.6	136.4	132.2	128.8	127.1	123.9	122.3	121.3	121.2	120.0
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	3.2	3	2.8	2.5	2.4	2.3	2.2	1.9	1.7
	うち基準内繰入金 (%)	3.2	3	2.8	2.5	2.4	2.3	2.2	1.9	1.7
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)	2.7	3.2	3.2	4.8	15.7	39.0	12.7	26.4	17.2
	うち基準内繰入金 (%)	2.7	3.2	3.2	4.8	15.7	39.0	12.7	26.4	17.2
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	新市の水道料金は、格差が大きいことから合併前の料金体系をそのまま引き継ぎ、各々で独立採算経営を行っている。使用者負担の公平を図る上からも料金統一を検討し、総括原価計算に基づいた公正な料金設定で、健全経営を目指す。
2 他会計繰入金の見込み	現在、「地方公営企業繰出基準」に基づいた繰入を、市財政当局と協議済。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資 耐震化並びに漏水防止のための、老朽配水管布設替事業(H23～H27年度事業:456,000千円)
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	現状を基本に、収入は料金収入の伸び率を0%にするなど低めに抑え、支出は高めの伸び率で見通す。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	②	<p>集中改革プランにおいて、平成17年度～22年度の6年間で112人(8.1%)という行革推進法(5%)を上回る削減を目標としているが、平成22年4月1日現在で、目標を上回る373人(進捗率333%)の削減を行った。今後も、事務事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、退職者の補充についても、職種等必要性を十分に精査した上で採用するなど定員管理の適正化に努める。</p> <p>水道事業(上水道、簡易水道、専用水道及び県条例水道)の定員管理は、西条市定員管理適正化計画に基づき、平成17年度から平成22年度の6年間で2人(8%)の職員削減を目標としており、平成23年4月1日現在、4人(16%)の純減となっている。このため、更なる削減は難しいが、住民サービスの低下にならないよう、職員の資質向上に努める。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	<p>国の給与構造改革の見直しに伴い、国に準じて改革を行った。</p> <p>特殊勤務手当については、平成16年の市町村合併の際に総合的な見直しを実施したが、引き続き国等の動向を見ながら適正化に努める。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	<p>国の見直しに準じ、適正な給与制度・運用に努めている。また、制度・運用状況等については、市報等において公表している。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	<p>国の退職手当の構想見直しに伴い、国に準じて改革を行った。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	②	<p>愛媛県市町村職員組合の事業主負担の状況(平成23年4月1日現在、単位:千分率)</p> <p>①短期給付・福祉事業 給料の額に乗じる率 70.0 期末手当等に乗じる率 56.08 ②長期給付 給料の額に乗じる率 145.425 期末手当等に乗じる率 116.34 ③追加費用 59.9 ④特定健康診査等 304円/年/人 ⑤事務費 850円/月/人 ⑥児童手当拠出金 1.3</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	③	<p>当初予算編成時において旅費や消耗品、印刷製本費、修繕料等の需用費および備品購入費等については、前年度予算を基準に毎年度5%～10%のマイナスシーリングの編成となっている。</p> <p>今後も新市後の決算状況を加味しながら物件費の抑制に努めることとしている。</p> <p>また、各事案については、緊急性、必要性、代替案等による方法を検討するとともに、修繕等の事前対応による大事の未然防止策を講じる等、コストを常に意識し、効率的な維持管理を行い経費の縮減を図る。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		なし

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	合併市町の中で、最も料金の低い西条地区は、平成19年4月1日、21年間据え置いた料金を17.27%引き上げた。平成21年度に西条市使用料等審議会を開催し、「料金統一」の答申を受ける。平成22年度より、水道事業全般はもとより、経営状況や料金統一の必要性についても周知し、事業に対する理解を深め、あわせて市民の声を聞くべく、自治会単位での説明会を実施し、料金統一に向け住民意識の醸成に努めている。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		市広報⇒財務情報(上半期及び決算)、当初予算、定員管理及び給与情報 市ホームページ及び公告式条例に規定の掲示板⇒地方公営企業法に規定の業務状況(上半期及び決算)
○ 行政評価の導入		現在、平成24年度を目途に事務事業評価制度及び施策評価制度の導入準備を行っているところである。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<p>定員適正化計画に基づき、目標を上回る削減を行っているところであるが、今後とも事務事業の見直し等を徹底し、定員管理の適正化に努める。給与制度については、国の制度に準拠することを基本に継続して検証し、常に適正な運用に努め、特殊勤務手当についても総合的な点検を実施する。また、物件費・維持補修費等についても、当初予算編成時において、決算状況を加味しながら、前年度予算を基準に毎年5%~10%ずつ予算削減を行うことで、抑制に努める。</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金については、該当なし。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しについては、該当なし。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画前年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画初年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第2年度)	平成25年度 (延長計画第3年度)	平成26年度 (延長計画第4年度)	平成27年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)		0	0	0	0	0						
		延長計画の目標値												
		当初計画の目標値		7514	7974	8418	8362	8093						
		企業債現在 高	6908	7438	7802	8166	8090	7833		7632	7369	7139	6899	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
	①	料金改定率	155	180	180	180	180	180							
		改善効果額(料金の適正化)		25	25	25	25	25	25	125					
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額	62	61	60	58	58	58							
		改善効果額(負担金の確保等)		-1	-2	-4	-4	-4							
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
	②	【経費の削減】													
		職員給与費の適正化	職員給与費(退職手当以外)	141	115	115	115	107	107						
			改善効果額		26	26	26	34	34	146					
			給与水準												
改善効果額															
		その他()													
		改善効果額													
③		維持管理費等													
		改善効果額(適正化)					1	1	2						
		工事コスト													
	改善効果額(縮減額)														
	その他()														
	改善効果額														
									当初計画改善効果額 合計	273					
									(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	60					

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額(料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額(負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額(収入増額)													
		その他()													
		改善効果額													
	②	【経費の削減】													
		職員給与費の適正化	職員給与費(退職手当以外)												
			改善効果額												
			給与水準												
改善効果額															
		その他()													
		改善効果額													
③		維持管理費等													
		改善効果額(適正化)													
		工事コスト													
	改善効果額(縮減額)														
	その他()														
	改善効果額														

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	0
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C	29
A+B+C	29
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	24

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	54	54	53	53	52	52	52	52	52	52
年間総有収水量 (千m ³)	5742	5659	5548	5511	5545	5545	5545	5545	5545	5545
公称施設能力 (m ³ /日)	40792	40792	40792	40792	40792	40792	40792	40792	40792	40792
1日最大配水量 (m ³ /日)	25968	24205	23278	22929	24705	25000	25000	25000	25000	25000
最大稼働率 (%)	63.7	59.4	57.1	56.2	60.6	61.3	61.3	61.3	61.3	61.3
供給単価 (円/m ³)	131	135	136	136	136	136	136	136	136	136
給水原価 (円/m ³)	129	131	137	138	140	142	142	141	140	141

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

・当市には、港新地区簡易水道、中野地区簡易水道、丹原地区簡易水道の3簡易水道がある。今後の方針としては、まず港新地区簡易水道について、平成25年度より未給水区域への拡張を含め、老朽化した施設の更新や整備を進める。平成27年度に3簡易水道と5上水道の統合に向けた認可変更の準備を進め、平成28年度を目途に全地区の水道を統合し、「西条市上水道」への一本化を目指します。
※平成22年2月19日、簡易水道事業統合計画書を提出済。